

「平成25年経済産業省告示第164号（平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を改正する告示）」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号）」の一部改正案に対する意見の募集について

平成26年2月19日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 意見募集の概要

「平成25年経済産業省告示第164号（平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号ハ及び第二号口の機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を改正する告示）」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20130107商局第2号）」を概要のとおり一部改正することを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見募集の対象

改正の概要

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成26年2月19日（水）～平成26年3月20日（木）
（郵送の場合は平成26年3月20日（木）必着）

5. 意見提出先・提出方法

意見は、別紙の意見提出用紙に、氏名（法人・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、日本語により作成し、意見提出期限までに、以下いずれかの方法により提出して下さい。

（1）郵送

（送付先）〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務流通保安グループ 電力安全課 パブリックコメント担当 宛

（2）FAX

（送付先）

FAX番号：03-3580-8486

（3）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

（送付先）

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「太陽電池発電設備の点検頻度見直しに伴う告示の一部改正案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 パブリックコメント担当 宛

太陽電池発電設備の点検頻度見直しに伴う告示の一部改正案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)	
<ul style="list-style-type: none">・ 意見内容	
<ul style="list-style-type: none">・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	